

就学援助制度のご案内（概要）

安城市教育委員会

1 就学援助を受けることができる方（認定理由）

安城市に住所を有し、市町村の設置する小・中学校の児童生徒または就学予定者の保護者で、次のいずれかの理由に該当する方が、就学援助の認定を受けることができます。

1. 生活保護を受けている
2. 生活保護が停止又は廃止された
3. 市民税が非課税であった
4. 市民税が減免された
5. 個人の事業税が減免された
6. 固定資産税が減免された
7. 国民健康保険税が減免された
8. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された
9. 国民年金の掛金が減免された
10. 児童扶養手当が支給された
11. 生活福祉資金の貸付けを受けた
12. 要保護者に準ずる程度に困窮している

2 就学援助費の申請方法・期間

（1）提出書類

【全員】

- ① 就学援助費支給申請書兼世帯票 ※申請者の自署でない場合のみ、押印が必要です。
 - ② 就学援助費口座振込依頼書
 - ③ ②で指定する銀行口座の通帳の写し
- } 新入学児童生徒のみ申請時に必要
} その他は認定後で構わない

【該当者のみ】

- ④ 収入があった人の申請年度（4月以前の申請の場合は、その前年度）の課税（非課税）証明書
※申請年（4月以前の申請の場合は、その前年）の1月2日以降に安城市に転入した人に限りま
す。1月1日時点の住所地の自治体で取得して提出してください（コピーでも可）。

（2）申請期間及び書類提出先

援助希望時期	申請期間	提出先
入学前	年明け以降～ 各学校の入学説明会ごろまで	入学予定の学校
年度当初	2月中旬以降～3月下旬ごろまで	入学予定者→入学予定の学校 上記以外 →在籍の学校
年度途中	随時	在籍の学校

3 就学援助費の支給内容・金額

下表の費目について、学期ごとに給食回数や経費等を計算し、金額を決定して支給します。

なお、他の自治体から安城市の就学援助費と類似の支給を受けている場合は、その金額分は減じます。

対象者	費目 学用品費	通学用品費	校外活動費	修学旅行費	新入学児童 生徒学用品費	学校給食費
就学予定者					51,060 円※1	
小学1年	970 円 (月額)	190 円 (月額)	実費 (上限 1,600 円)	実費 (上限 21,890 円)	51,060 円※2	実費 (255 円× 食数)
小学2～5年						
小学6年					60,000 円※3	
中学1年	1,895 円 (月額)	190 円 (月額)	実費 (上限 2,310 円)	実費 (上限 60,910 円)	60,000 円※2	実費 (290 円× 食数)
中学2年						
中学3年						

※1 指定の申請期限までに申請をした認定者に限ります。

※2 4月30日までに申請をした認定者に限ります。ただし、前年度中に就学予定者として入学前支給を受けた人は除きます。

※3 指定の申請期限までに申請をした認定者または既に認定を受けている者に限ります。

4 就学援助費の支給時期・支給方法

学期ごとに給食回数や経費等を計算し、各学期終了後(概ね8月、1月、4月)に支給します。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給は、3月に支給します。

振込は、保護者名義の銀行口座に振込みますが、学校における集金等に未納が生じた場合は、支給方法を各学校長口座への振込に変更し、各学校で費用を精算後、残額を現金で支給することがあります。

5 就学援助の継続手続き

毎年9月予定で、教育委員会から前年度以前からの受給者へ、「就学援助支給現況届出書兼世帯票」を送付します。継続して受給を希望する方は、必要事項を記入のうえ、指定する期限までに在籍する学校へ提出してください。提出がない場合、就学援助は廃止となります。また、提出いただいても、審査の結果、就学援助を継続できないことがあります。

6 辞退又は就学援助停止

申請・認定後に転居や結婚等による家庭状況の変更により就学援助を必要としなくなった場合は、学校に辞退届をご提出ください。また、家庭状況及び収入状況の変動により認定理由が消失した場合は、就学援助を停止することがあります。

(担当：学校教育課学事係 電話：0566-71-2254 FAX：0566-77-0001)